

児童の諸手当は

もう一度資格を確認して

請求しましょう

児童扶養・児童・遺児の各手当についてお知らせします。該当する方は、福祉事務所で手続きしてください。なお、所得要件などで該当しなくなる方もいるので、詳しいことは、福祉事務所へお問い合わせください。

児童扶養手当

十八歳未満の児童(身障者は二十歳)を、次のような状態で監護している母、または養育者が受けられます。

- ① 父母が離婚したとき
- ② 父が死亡したとき
- ③ 父が身体障害者手帳一・二級保持者であるとき
- ④ 父が生死不明のとき
- ⑤ 父に一年以上遺棄されているとき
- ⑥ 未婚の母で父の認知を受けていないとき

児童手当

十八歳未満の児童を三人以上養育し、そのうち一人以上が義務教育終了前であれば受けられます。以前に、所得要件で該当しなかった方は、新たに請求してください。手当月額 出生順に数えて、三人目以降の義務教育終了前の児童一人につき五千円

遺児手当

義務教育終了前の児童を、次のような状態で監護している父と母、または養育者が受けられます。

- ① 父母のいずれかが死亡し、父または母に配偶者がいないとき
 - ② 父母のいずれかが死亡し、父または母に監護されなくなったとき
 - ③ 父母の両方が死亡し、父母以外の人に養育されているとき
 - ④ 父母のいずれか、または両方が死亡し、児童のみの世帯となったとき
 - ⑤ 市民税が均等割以下のとき
- 手当月額 児童一人につき三千円。

事業所 統計調査を行います

事業所統計調査は、国勢調査と並ぶ国の最も基本的な統計調査で、事業所について産業、規模別などの構成を明らかにすることがねらいです。このため工場、店舗、会社、学校をはじめ、国鉄・私鉄の駅、旅館、病院、官公庁などから神社、仏閣にいたるまであらゆる種類の事業所を漏れなく調べることになっています。六月十五日から二十五日頃までに、調査員が事業所にお伺いしますので、調査にご協力ください。

記入していただいた事柄は、統計を作るためにだけ使用し、徴税など他の目的に使用することは、決してありません。

労働力の実態調査

市農林商工課では、六月一日を基準日として、市内全事業所を対象に、労働力などの実態調査を行います。近日中に調査員が事業所にお伺いしますので、調査にご協力ください。

移動図書

- ▼六月十五日(木)
- 小来川支所 午前十時半
- 東小来川 午前十一時半
- ▼六月二十六日(月)
- 中宮祠出張所 午前十一時
- 清滝出張所 午後二時

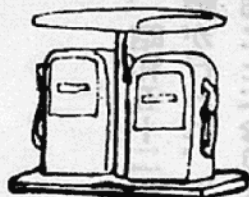
総合行政相談を開催



中央県民センターでは、次の日程で「総合行政相談」を開きます。この相談は、日ごろ皆さんがお困りになっていることや、県や市に対する苦情や要望など、例えば、道路や河川の問題、福祉、教育、環境衛生などについての相談です。今回も「心配ごと相談」と合同で開きます。お気軽にお出かけください。

- ▼日時 六月十六日(金) 午前十時~午後三時
- ▼場所 清滝公民館
- ▼相談員 行政相談委員、県民相談員〔中央県民センター〕

危険物取扱者保安講習会



危険物取り扱い者の保安講習会を開きます。受講希望者は、お申し込みください。危険物の取り扱い者は、作業に従事することになった日から一年以内に講習を受け、その後は五年以内ごとに受講しなければなりません。

- ▼日時 七月四日(火) 午前十時開始
- ▼場所 今市市消防本部
- ▼講習区分 ①甲種・乙種 ②丙種
- ▼受付期間 六月十九日~二十四日
- ▼受付場所と問い合わせ先 日光市消防本部

〔県消防防災課〕

狩猟者の講習会



新しく狩猟を始める方のために、狩猟者講習会(初心者)を、次のとおり開きます。

- ▼期日 六月十二日・十三日
- ▼場所 今市市総合会館
- ▼申込期間 六月二日~九日
- ▼申込手続 狩猟者講習会受講申込書と写真(半年以内の無帽上半身のライカ判)一枚、住民票の抄本一通、手数料①甲種は千五百円 ②乙種丙種は二千円の県収入証紙を添えて、今市林務観光事務所か県猟友会日光地区支部へお申し込みください。〔県林務観光部〕